

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例制定に向けて

■条例制定の背景について

- 土の採取及び採取等の跡地の切土部分の規制については、採石法、砂利採取法及び奈良県土採取規制条例で規制されており、採取跡地等の法面の崩壊を防止するため、法面には保護工事をする事、採取跡地の利用計画は、周辺の環境と調和するように配慮と緑化に心がけることとなっています。
- 建設工事その他の事業活動から発生する土砂の埋立て等については、環境基準に適合しない土砂等による土壌の汚染、たい積した土砂等の崩落等の災害の発生など周辺の自然環境や生活環境に大きな影響を及ぼす恐れがあります。
- 生駒市内においても、過去には、土砂採取跡地に有害な産業廃棄物の埋立てがなされ、その影響と思われる地下水の汚染問題が発生した事例も見られました。
- 今年度も、環境汚染の発生を懸念する地域から埋立て等の規制を求める要望が提出されているところですが、現行の法令には埋立て等の規制を主目的としたものがないことに加え、奈良県には、県下全体を対象とした土砂等の埋立てを規制する条例等が整備されていない状況にあります。
- 一方で、近隣の大阪府、京田辺市、平群町等では既に埋立て等の行為を規制する条例が施行されているため、規制がない生駒市内で汚染土の埋立て等が行われることも懸念されます。
- このような状況を踏まえ、市民の生活環境の保全や災害防止の観点から、一定規模の土砂の埋立てを許可制とし、使用する土砂等の基準や埋立て等の技術上の基準を定め、必要な規制を行う条例の制定を考えています。



平成25年7月撮影



平成23年6月撮影